

東アジア経済共同体の建設と大学及び法学・政治学の役割

——現代的東アジア版ローマ法の構築とアジア法政大学院コンソーシアムの創設

日本大阪大学教授 末永敏和

一 個人的構想—科学研究費を利用した研究

1 基本的着想

本研究のテーマは、「東アジア経済共同体形成のための法的基盤の構築に関する基礎研究—現代東アジア版ローマ法の形成を目指して」である。ここで東アジアとは、日中韓の三国をいう。その三国の中で日本は、すでに経済成長を達成し、バブル後の停滞期を経ていま回復期にある。韓国もある程度の経済成長の後のアジア通貨危機を経て、どん底を脱し、回復期にある。一方、中国は経済成長の最中にある。この三国を合わせれば、いまや世界経済において、アメリカ圏、ヨーロッパ圏と並ぶ、三つ目の経済圏を構成している。また、この三国同士でも、経済取引は盛んに行われており、この三国は切っても切り離せないほどに密接な関係となっている。このような状況にある三国が、今後、更なる成長を遂げるためには、EUのような共同体を形成する必要がある。そのためには、ユーロのような通貨の統一も必要であろうが、何よりも法制度の統一が必要である。この三国は、極東に位置し、従来から儒教精神など社会文化に共通性が認められてきた。しかし、法制度についてみれば、日本と韓国は相当の共通性が認められるが、中国との落差はかなりあるといわざるを得ない。しかし、中国は市場経済を導入し、WTOにも加盟し、日本や西洋などを模範に法制度の整備に努めてきた(契約法や会社法などの制定)。一方で、韓国は法制度面における従来の日本追従からアメリカ型への転換も一部(会社法制度など)では見られる。

このように、この三国は、共通性と独自性を併せ持っているといえるが、そこでの共同体を形成するための法制度の統一は容易にできることではない。そこで、まずは、三国の法の共通性と独自性を区分けして、抽出することが必要である。次に、現在ますます密接な関係を深めつつあるこの三国の間での法曹実務を含めた会社法・証券取引法・競争法などの運用の実態を調査し解明する必要がある。その中で生じている紛争や齟齬と、実務の現場でのその解決の模索の中で生み出されていく現在から将来へ向けての動向が、新たに

共通性を作り出す重要な要因だと言えるであろうからである。

以上の知見を基礎にして、三国経済共同体の形成に向けた、共通の法基盤を形成の可能性を検討していくことになる。その場合、上述したように会社法・証券取引法・競争法など経済に関係する法が中心なるわけだが、それだけでなく、この研究の達成には、まず、中国法・韓国法をより深く知ること、それと日本法との関係と比較法学的な次元での共通性と差異についての認識を深めること、また、一般民事の実体法や手続法さらにはその根底にある法思想に通じ、またヨーロッパ共同体形成に対して果たしたヨーロッパ共通法及びそれと表裏一体となった法思想についての専門家が結集して始めて、具体的に可能となることであると思われる。

2 計画の方向性

①本研究の代表者である私は、これまで会社法・証券取引法の解釈論、比較法論、立法論の展開を行ってきた。特にコーポレート・ガバナンス論には関心を持って、力を入れて研究に取り組んできた。しかし、日本は西洋の法制度を継受したにもかかわらず、日本的な変容が加えられてきていることも確認してきた。この日本の特殊性は、韓国や中国にも通じるものがあつた。例えば、株式会社の機関構成については、三国ともに、ドイツ型とアメリカ型をミックスした、いわば混合型を採っている。私はこれを「東アジア型」として捉え返しておきたいと考えている。いわば、ここに本プロジェクトのテーマである「東アジア経済共同体形成のための法的基盤の構築」というモチーフの出発点があると言つて過言ではない。だが、問題は、どうしてそのようなことになったのか、その原因にある。私は、それを探るには、会社法的視点から問題を見ているだけでは限界があるということ、その他の法分野の研究者との協力関係の中でそれを推し進めていくことが必要であることを痛感するに至った。

この点についての具体的なアイデアをもつようになったのは、2006年3月に台湾大学で開催された東アジア法哲学会においてであつた。そのような着想は、平成18年7月から始めた、中国上海を中心とする地域における「アジア法研究会」の開催によって、さらに具体的なものになってきた。この研究会は、共同研究者の今井弘道・北海道大学教授（法哲学）を会長、宇田川幸則・名古屋大教授（中国法・アジア法）を事務局長、そして本研究の代表者である私（会社法・証券取引法）を副会長として結成した「日中法律家研究交流協会」が主催するものであり、日本で法律学を学んだ中国人留学生（現在、研究者。弁護

士。企業人)や中国で学んでいる弁護士等の日本人留学生を集めて開催した研究会であるが、上海の華東政法学院等の協力を得て、2回、3回と続き(参加者も増え)、開催場所も上海以外に、重慶や南京にも広がっている。これらを通じて、いわば法の総合的分析が法創造に結びつくことを確信したのである。そこで、本研究は、まずはこの3人を中核にして推進して行こうと考えた。しかし、本プロジェクトは三人で行うものではない。この三人が、日中韓の研究者を組織し研究会活動をリードしていくという形で、展開されるものである。

②本研究は、以上のように、企業法を中心としながら、東アジアの比較法と法哲学・法思想と協力し、それが中心となって、上記の研究会に集まる日中の特に若手研究者を組織しながら、色々な法分野に渉る総合的研究であることに特色がある。比較法という意味では、本プロジェクトは、中国及び韓国の研究者との研究交流である。総合的研究という意味では、会社法・証券取引法・経済法といった企業関係法だけでなく、一般民事の実体法・手続法さらには、法哲学、法社会学(家族法)の研究者の間での研究交流である(当然、中国法・アジア法の研究者も中核にいる)。また、三人のメンバーは、日本国内のさまざまな大学の研究者だけでなく、中国、韓国の研究者をも、随時共同研究者として引き込むことができるだけの広がりを持った研究背景を有している。以上のような研究スタイルを通して、具体的には次の課題を達成していくことによつて、東アジア経済共同体の形成のための共通基盤の端緒を見出していきたい。

a) 日中韓の三カ国における会社法・証券取引法の解釈と運用をめぐる比較法学的な動態の分析及び立法論の展開。

b) 中国における経済の発展と司法の変容—東アジアの中での共通性と特異性—。

c) 東アジア普通法の法思想史的基礎とヨーロッパ普通法との比較へ向けての基本的視座の画定。

③これまでの東アジアにおける比較法は、中国または韓国側から日本法を学ぶという一方的な方向に傾きがちであつて、日本の中国法や韓国法学者は極めて少数であつた。しかし、日本企業の韓国や中国への進出(それも工場だけでなく市場として位置づけられる)やさらには多国籍M&Aが発生するに伴い、中国法や韓国法との実務次元での接触の機会が増えるにつれて、中国法や韓国法それ自体を研究する要求が出てきて、ようやく双方向的な研究の気運が高まってきた。

我々の研究は、それをさらに発展させ、「東アジア法の共通法の創造」を可能にする基

礎の形成を目指すものである。そのことが東アジア経済共同体の形成に資することは言うまでもない。そのことがそれを超えた巨大な歴史的意味をもつことも、明らかであろう。このような研究を達成するためには、幅広い分野の研究者の結集、そして高次の問題意識を研究者と共有しながら、常に実務的次元での問題状況についての情報を発信してくれる第一線の実務家との不断の接触が、不可欠である。また、このような研究と実務の交錯接点に立つて常にブレイン・ストーミングをしているという状況の中でこそ、国際的な視野をもった若手研究者も育ってくるはずである。われわれは既に、手作業的な次元でそのような構想に立脚して、上記のような研究会を発足させて、確かな手応えを感じている。

この研究ではこのような構想を具体化していくために、日頃から共同研究集会を共同して組織してきた私たち3人を中核にして行う。このメンバー構成は、結束力が高く、かつ確実に成果を出すことが期待されるものと確信している。そして、以上で示した諸々の課題を全面的に展開する準備的作業としての本プロジェクトを展開してより具体的なプロジェクトへの発展の基礎を形成しうるものと考えている。

このような研究と教育とに開かれた実践的な問題関心こそが、本プロジェクトの最大の特徴である。

3 具体的計画

東アジア共通法としての「現代的東アジア版ローマ法の構築」が我々の研究の最終目標である。東アジア共同体は、経済的な共同体であるから、基本は、企業関係法が中核となるが、共通法を作るためには、その分野に特化するだけでは、到底、無理であり、一般的紛争解決手段としての実体法・手続法、また、中国法、韓国法、その他の外国法それ自体、さらには、法を作り、支える、国家・社会及びその諸制度、そしてその根底にある文化の関係を研究対象とする、法哲学・法社会学を統合した研究を行うというのが骨格である。この3つの核を形成するのが、研究代表者である、私（企業関係法）、共同研究者である今井教授（法哲学・法社会学）ならびに宇田川助教授（中国法）である。全体を私が総括する役割を担う。

年度別計画は次のようになる。

① 平成19（2007）年度

この年度は、各分野における各国法の特殊性・特別性を明確にすること目標として研究作業を開始することとする。

役割分担として、上述のように、会社法・証券取引法等、企業関係法分野については、末永が中心に、法社会学・法哲学については、今井が中心に、中国法・韓国法等の外国法については、宇田川が中心に、小部会的なものを形成し、研究を取りまとめる。

研究代表者及び共同研究者が日本各地に分散しているため、中核研究者がいる、大阪、札幌、名古屋において、持ち回りで定期的に研究会を開催する（6月、10月、2月）。研究会には、研究会場の近くに所在する関連研究者に参加を呼びかける。この研究会は、横断的研究として位置づけられ、他分野への知見を持つことにより、共通の基盤を形成するのに役立ち、全分野を取りまとめるという意味づけを行うという機能を果たすことになる。

また、やはり中国で1回、韓国で1回、我々のほかに研究会場の近くにいる中国または韓国の関連研究者に参加を呼びかけて研究会を行う。具体的には、中国（上海を中心とする）に出向いて、中国で研究する研究者を多数招いて、「企業関係法の日中比較—M&A法を中心に」をテーマとして、研究集会を開催する。ここでは特に中国の独自性を引き出すような効果を得たいと考えている（中国における企業に対する行政関与は多方面に及んでいるから）。3人の中核研究者が運営し、定期的に行っているアジア法研究会では、若手が中心をなしているから、それらの若手にも参加してもらうことによつて、そこからも、共通法へ向けての有益な視点が得られるものと期待している。韓国（ソウル）でも、同様な企画（テーマは「企業関係法の日韓比較—M&A法を中心に」）で研究会を開催する。

そして1月下旬に、中国及び韓国から研究者を招待して、「東アジア各国における企業関係法の独自性とその背景」をテーマに国際研究集会を開催する（開催地は大阪）。ここでは、三国間のいわば法規制・法慣習・法文化の「ずれ」を確認するという効果を得たい。

年度のまとめとして、中核となっている3人がそれぞれ所属する各大学の紀要に、「日本法・中国法・韓国法の独自性」と題し、とりまとめの論文を掲載するものとする。

② 平成20年度（2008年）以降

平成20年以降は、共通性の発見と、その総合、さらにはそれを通じての共通法の創造をするという研究作業を行う。

平成20年度は、共通性発見の年と位置づける。

この年度でも、国内研究会を3つの地域で開催する（4月大阪・9月名古屋・12月北海道の持ち回りとする）。この年も外国での研究集会を7月に中国（北京）、11月に韓国（釜山）で行う（テーマは「東アジア版コーポレート・ガバナンス」）。その際、中国・韓国の研究者に多数出席していただく。

共通性の発見の方法としては、三国における企業関係法の主として西洋からの継受が実体法・手続法的には問題とされるであろう。さらに、法文化の研究として、儒教等の宗教関係、家族関係、社会関係、政治的支配構造関係、農業や商工業の生産関係や流通関係と法の関わりが問題とされるであろう。

平成21年度は、総括及び創造の年と位置づける。

この年度でも、国内研究会を3つの地域で開催する（4月、7月、10月）。この年の外国での研究集会（テーマは「東アジア企業法の構想」）は、まず中国（上海）で行う（8月）。アジア法研究会と共同開催とすることを考えている。中国国内の研究者のみならず、経済関係者や政府関係者の出席も予定する。韓国（ソウル）でも行う（12月）。

日本では、国際研究集会（1月北海道）を開催して、総括及び創造の会議とする（テーマは「東アジア模範会社法・証券法の制定に向けて」）。総括としては、東アジアを形成する三国の法の独自性と共通性を浮かび上がらせるということであろう。次に、何を創造するかであるが、企業関係法を中心とした分野での共通法の構築ということであろう。契約自由の原則とか契約は守られなければならないという原則とか、経営判断の原則とかいった西洋法に一般に認められるような諸原則・諸原理の東アジア版をいくつか提示できればいいと考えている。さらには、「東アジア模範会社法・証券法の起草」といったことも、視野に入れている。最終的には、東アジア経済共同体の形成のための法的基盤作りが目標であるから、EECが成立したときのような、ローマ条約のような条約案が提案できるところまで行きたいと念願している。

<参考文献>

本研究代表者も参加した、財団法人アジア太平洋センター第8期自主研究(2002～2003年度)8Bプロジェクト「アジアのコーポレート・ガバナンスー中国・韓国・日本における現状と課題」の成果が九州大学出版会から、同名で単行本として2005年に出版された。

以上の研究作業を元に、研究の成果として、中核となった3人の研究者を編者として、『現代的東アジア版ローマ法の構築ー東アジア経済共同体の形成に向けて』といった単行本を出版することを目指すものとする。

二 組織的（大阪大学としての）構想—アジア拠点事業計画

1 計画の基本的性格

本計画は、中国上海の華東政法学院、韓国ソウルの建国大学校法学部との協力を3極とした日本・中国・韓国の諸学術機関との多角的・立体的協力体制を通じ、アジアにおける協調的かつ対話的な経済発展の基盤となる、非欧米型法＝政治秩序モデルの構築を目指すものである。具体的には、(1) 新たなアジア型市場文化の形成にかかわる実定法学諸分野（商法、国際取引法他）を中心として、(2) 障壁となる政治風土や行政慣行の相違を政治・行政学の視座から解明、対案たる「よきガバナンス」を提示し、(3) EU圏が共通法モデルとして普通法・ローマ法を持つように、アジアにおいてもその法や政治の基層にある独自の文化のあり方を、アジア各国間、東洋＝西洋間比較を通じて探求する。(4) これらの研究成果をもとに優れた人材を育成し、アジア各国の各分野に送り出す。そして将来的には、EU圏における欧州大学院大学にも比肩しうる恒久的な研究教育拠点であり、アジア圏における地域連携の学術面・人材育成面での基盤たる「アジア法政大学院コンソーシアム」の設立を目指す。

本計画は、個々の法令・法典や「日本型モデル」の単なる輸出を超え、参加諸機関の協力と対話を通じて、(1) 実定法学 (2) 政治・行政学、(3) 基礎法学の三方向から、新たなアジア型共通法政モデルの構築を模索する、文明史的な規模を持つプロジェクトである。この意味で、文字通り「先端的」であるとともに、研究成果をアジアの発展を担う人材育成に直結させる点でも「国際的に重要」である。

2 具体的計画

①本研究交流の目標は、将来における「アジア法政大学院コンソーシアム」設立に直接つながる作業として、大きく次の4事業を行うことある。

・大阪大学・華東政法学院・建国大学校を中心に、日中交互に開催される隔年1回のシンポジウム、シンポジウム開催年以外に開かれる日・中・韓各国年1回の研究セミナーを通じて、実定法学、政治・行政学、基礎法学を横断するアジア型法政秩序モデルの探求を目指す。この集まりには、経済界、法曹界（弁護士会、裁判所）から広く講師と聴衆を招き、日本と中国・韓国それぞれの経済界、法曹界の橋渡し役とする。

・日本と中国・韓国の文献を中心に、法学＝政治学におけるアジア諸国の基本書、研究論文、重要法令、条例、判例、の翻訳・出版プロジェクトを推し進め、法政情報集積拠点を

形成する。

- ・ 本研究の成果を実務に生かし、アジアの協調的・対話的發展を担う人材育成のため、毎年華東政法学院、建国大学校とそれぞれ1名の教員を相互に交換して集中講義を行うと共に上記研究セミナーに複数の大学院生を交換・参加させる。同時に、優秀な留学生を別途10名ずつ相互に交換し（大阪大学より華東政法学院・清華大学・建国大学校へ計10名派遣、華東政法学院と清華大学から年間各4名ずつと建国大学校から2名大阪大学に受け入れ）、充実した研究資源と生活支援を提供する。
- ・ 上記の事業を円滑に遂行するため、大阪大学、華東政法学院・建国大学校にそれぞれ常設事務局と現地事務所を開設し、年1回の研究運営委員会をはじめ、定期的に密接な相互の研究交流を可能とする。

②華東政法学院は、中国華東地域の中心都市、上海に位置し、古い歴史を持つ法学＝政治学専門大学として、華東地域の裁判官・弁護士のほとんどを輩出してきた。また、建国大学校は1946年創立の名門私立大学であり、法学部を通じて韓国の法学・政治学に重要な寄与をなしてきた。また、建国大学校は本学国際公共政策研究科に事務局を置く東アジア地域連携フォーラムでの交流を通じて本学の法学・政治学諸部門とも密接な関係を築いてきた。他方、大阪大学法学研究科・高等司法研究科は法政実務連携センターを通じ、関西経済界と密接な関係を築いてきたが、関西経済連合会・大阪商工会議所は、日本企業の中韓進出のみならず、今後の中韓企業の日本進出も念頭に置いて、東アジア地域の先端法政情報の交換と、それを活用する人材の獲得機会ともなる本計画に対して、すでに強力な支援を約束している。また、涉外事件の増加に直面しつつある、大阪弁護士会をはじめとする在阪の法曹界も、中国・韓国法曹界との交流窓口を求めている。

大阪大学法学研究科・高等司法研究科は、2004年、華東政法学院と対等なパートナーシップにもとづく包括的な学術協定を締結しており、上記各界の期待を鑑みても、当協定をコアに、中国・韓国をはじめとするアジア諸大学とも連携しつつ、大阪＝上海＝ソウルという三拠点を結ぶ研究教育交流拠点を形成することは、日中韓各国、さらにはアジア全体の社会経済発展にとって、重要な意義を有するものである。

③年に一度の研究運営委員会を兼ねる、相互研究交流とならび、隔年にシンポジウムの開催、毎年3名程度の研究者交換、相手機関における研究セミナーと集中講義、重要文献の相互翻訳、先端法政情報の蓄積と発信——以上の事業を円滑に遂行するために、

諸々の事務手続・通訳・滞在支援などを担当する常設事務所を設置し、そこに補助人員を配置する。また、研究者・大学院生も随時これをサポートする。また、それと同時に、相手機関の施設を借りながら、現地事務所を設立し、そこにも兼任連絡員を配置することが必要となる。また、ここで確立された連絡網・支援体制は交換される大学院学生の修学・生活両面にわたるサポートについても活用する。

3 計画の特徴

- ・個々の法令、法典や、いわゆる「日本型モデル」の単なる輸出ではなく、参加機関の相互的な協力と対話を通じて、新たな「アジア型法政秩序モデル」を共に探求する試み、アジア圏のローマ法・普通法を模索する拠点形成事業であるということ。
 - ・個別的な法学＝政治学諸分野を超えて、(1) 実定法学 (2) 政治・行政学、(3) 基礎法学の三方向から、複眼的・多角的に遂行される、文明史的なスケールを持った研究であること。
 - ・上記研究の成果を、アジアの社会経済発展を担う人材育成へと直結させ、長期的には、人と人との直接的・親密なネットワークに基づく、アジアの法政秩序の安定を目指すこと。
- 「欧州大学院大学」のアジア版となることを視野に収め、恒常的な研究・人材養成拠点を「アジア法政大学院コンソーシアム」設立のための研究交流であること。

4 予想される成果

「学術的側面」

- ・シンポジウムやセミナーを通じ、日本と中国・韓国、他のアジア諸国での法学＝政治学的知見の比較検討から、グランド・セオリーとしての「アジア型法政秩序モデル」の基本構造を提示する。
- ・日本と中国・韓国、その他のアジア諸国の研究交流の活性化と、知的な切磋琢磨から、法学＝政治学における各々の学問水準を飛躍的に高め、総体として、世界の学界動向におけるアジア地域の研究者のプレゼンスを向上させる。
- ・日本と中国・韓国の文献を中心とする、法学＝政治学関連情報の相互翻訳プロジェクトを通じ、今後のさらなる研究発展の礎石となる共通の知的基盤を形成する。

「社会への貢献」

- ・シンポジウムやセミナーを広く一般に開放するだけでなく、経済界や法曹界などからも報告者や講師を招き、先端的諸課題をめぐる問題意識と解決努力の共有を目指す。
- ・研究成果は、一般向けセミナーや市民講座のみならず出版物やウェブサイトを通じ、広く公表する。
- ・法学研究科の高度専門職業人教育、および、高等司法研究科（法科大学院）の法曹教育に研究成果を反映させ、経済界や法曹界が必要とする優れた人材の供給に資する。
- ・相互翻訳プロジェクトの成果を出版し、アジア各国間の経済活動や交流の共通資源とする。
- ・日中韓各国の法学・政治学関連の情報を蓄積し、地域におけるアジア法政情報センターを形成する。

「若手研究人材の養成」

- ・若手教員のみならず、優秀な大学院生に対しても年間10名の相互交換をはじめとする研究交流機会、シンポジウムやセミナーでの報告機会を積極的に提供し、世界に通用する研究者を育成する。
- ・日本と中国を中心に、若手研究者セミナーを組織し、人的ネットワーク構築の機会を提供する。
- ・先端情報の相互翻訳プロジェクトに大学院生を積極的に登用し、専門能力の向上と資金援助の機会をあたえる。

「先端的学術情報の集約」

- ・相互翻訳プロジェクトを通じて、お互いの学術情報を使える形で収集・整理・保存することに加え、各々の機関が自国の法学＝政治学系先端情報を網羅的に集積する。そして、両者をネットを介して接続させることによって、関西・華東・ソウル各地区を各極とする、法政情報にかんする一大拠点を形成する。
- ・収集された先端的学術情報は、将来設立を目指す「アジア法政大学院コンソーシアム」の知的資源となる。

5 具体的作業

本計画における研究交流は、①双方に設置する常設事務局と現地事務所、遠隔会議システム、その他情報技術の積極活用による日常的な共同研究・研究者交流、ならびに、②隔年開催の公開シンポジウム、毎年4回開催の研究セミナー等々を中心とする多彩な学

術会合、この二つを柱とする。

① まず、本計画の開始後ただちに、共同研究・研究者交流を日常のかつ円滑に推進するための支援体制として、次の制度的基盤を整備する。

・大阪大学・華東政法学院の双方に常設事務局を開設、兼任スタッフを配置する。あわせて建国大学校に兼任スタッフと事務局を配置する。これにより、シンポジウム、セミナーの準備、航空券や宿泊の手配、通訳、翻訳等々、共同研究・研究者交流に不可欠なロジスティックの一元的・効率的な管理運営を可能とする。

・上記の事務局、現地事務所が中心となり、情報発信・連絡用ウェブサイト、研究者向けブログ、参加者メーリングリストを作成する。また、その際は、両者間の言語的障壁の縮小を目指し、情報技術を活用した翻訳システムの構築も目指す。

・これまでに大阪大学法学研究科が国内大学間や日米間で蓄積してきた遠隔会議、遠隔講義の経験、資材、ノウ・ハウ等を活用しつつ、さらに効率的かつ円滑な遠隔会議システムを構築する。

・これら制度的基盤の立ち上げと維持のため、3拠点においてそれぞれ年に一度以上のペースで研究運営委員会を開催する。また、この他にも、遠隔会議システム、その他情報技術も活用し、頻繁な研究交流を行う。

以上のサポート体制のもとで行われる共同研究・研究者交流のテーマは次のような多彩なものであるが、これら全てが、最終的に、非西洋的、アジア型法政秩序モデルの創出につながる。また、それらは同時に、事項②で述べる公開シンポジウムや研究セミナーの席上で議論される主題にも直結する。

- ・新たな市場形成や国際経済秩序にかかわる実定法上の先端的諸課題（会社法、保険法、契約法、不法行為法、司法制度論、国際取引法、知的財産法、等々）
- ・産業経済発展の前提としての「よきガバナンス」創出にかかわる、行政・政治システム上の諸問題（行政学・行政過程論、行政法、環境法、社会保障、日中政治関係史、国際政治学、等々）
- ・法制度や行政制度におけるアジア型近代化の背景としての、アジア型法政文化にかかわる基礎法学＝比較文化論の諸課題（比較法文化論、比較政治文化論、比較法理学、比較法社会学、比較法制史等々）

② 前項①で述べた日常的な共同研究や研究交流の成果は、次のシンポジウムやセミナーでの公表・討議へと接続され、議論のさらなる深化が目指される。

・大阪大学法学研究科、華東政法学院が開催校となり、隔年で、大規模な公開シンポジウムを開催する（開催テーマは次頁の（2）に提示）。その際は、復旦大学法学院、清華大学法学院など中国の協力研究機関、建国大学校をはじめとする韓国の研究機関はいうまでもなく、他のアジア諸国や欧米等からも、著名研究者を招聘することを視野に収める。また、シンポジウムには、日中それぞれの裁判所、弁護士会、経済界からも、講師やパネリストを招き、先端的学術情報と実務経験の対話、ならびに、その広範な社会還元が目指される。

・シンポジウムを開催しない年には、その準備をかねて、大阪大学法学研究科で2回、華東政法学院で1回、建国大学校で1回計4回の研究セミナーを開催する（開催テーマは次頁の（2）に提示）。これらについても、裁判所、弁護士会、経済界から広く参加者を募り、先端的学術情報と実務経験の相互交流を積極的に推し進める。また、セミナーでは、大学院生等、若手研究者に多くの発表・報告機会を提供し、研究水準向上と人的ネットワークづくりの機会をあたえる。

・年間10名規模の大学院博士課程レベル留学生交換プロジェクトを実施する。

・本計画の成果は、すでに立ち上げを終え、実施段階にある毎年1度の「東アジア地域連携フォーラム」の機会を通じて公表・討議され、日本、中国、韓国における、さらに緊密な法政先端情報の共有と問題解決の模索が目指される。

【1年目】

- ① プロジェクト常設事務局（大阪大学法学研究科・華東政法学院内）の開設
- ② 上海現地事務所の開設（華東政法学院内）、ソウル現地事務所の開設（建国大学校内）、華東政法学院・建国大学校側の大阪事務所（大阪大学内）の開設
- ③ 研究教育交流の基本方針に関する第1回打ち合わせ会合と研究運営委員会（計3回）
- ④ 研究教育プロジェクト・共同ウェブサイトの立ち上げ
- ⑤ 遠隔会議＝講義システムの構築
- ⑥ 集中講義の実施（大阪大学：中国の国際取引法、韓国会社法。華東政法学院：日本会社法。建国大学校：日本の国際取引法）と留学生の交換

- ⑦ 研究セミナーの開催（大阪大学、華東政法学院、建国大学校にて各1回）

大阪セミナー：「国際的M&Aと企業防衛」、上海セミナー：「日・中会社法の諸課題」

ソウルセミナー：「日韓の知的財産法」

- ⑧ 華東政法学院・復旦大学・上海社会科学院の協賛の下、上海にて、第3回「東アジア地域連携フォーラム」（テーマ「金融市場の開放とリスク・マネジメント」）を開催（2007年4月5～7日）

【2年目】

- ① 集中講義の実施（大阪大学：中国会社法、韓国の国際取引法。華東政法学院：日本の国際取引法。建国大学校：日本会社法）と留学生の交換
- ② 研究セミナーの開催（大阪大学、華東政法学院、建国大学校にて各1回）
- 大阪セミナー：テーマ「日・中・韓における契約法の現状と課題」、上海セミナー：「現代中国・日本の行政管理論」、ソウルセミナー：「日韓の知的財産法制」
- ③ 研究運営委員会・翻訳準備会合（1～2回）

【3年目】

- ① シンポジウム『東アジアにおける会社法と国際取引』の開催（場所：大阪大学）
- ② 集中講義の実施
- （大阪大学：中国環境法、韓国法史。華東政法学院：日本家族法。建国大学校：日本法理学）と留学生の交換
- ③ 研究運営委員会・翻訳準備会合（1～2回）

【4年目】

- ① 集中講義の実施（大阪大学：中国法史、韓国家族法。華東政法学院：日本行政学。建国大学校：日本近代法史）と留学生の交換
- ② 研究セミナーの開催（大阪大学、華東政法学院、建国大学校にて各1回）
- 大阪セミナー：「日・中・韓の家族法と儒教思想」、上海セミナー「西洋法制の受容とアジア的変容」、ソウルセミナー：「京都議定書とアジア地域の環境法」
- ③ 翌年の総括シンポジウム準備のための、大阪大学・華東政法学院・建国大学校・復旦大

学・清華大学・上海社会科学院の研究者を集めた、研究交流会合（場所：上海）

④ 研究運営委員会・翻訳準備会合（1回）

【5年目】

- ① 総括シンポジウム『アジア型法政秩序モデルの可能性 — 欧亜の対話 —（仮）』を、前年の共同研究機関に加え欧米の提携学術機関（ウイスコンシン大学、ブリティッシュ・コロンビア大学、マギル大学、トゥールーズ大）の研究者を広く募り華東政法学院にて開催。
- ② 集中講義の実施（大阪大学：中国家族法、韓国環境法。華東政法学院：日本法理学。建国大学校：日本家族法）と留学生の交換
- ③ プロジェクト完了後の発展形態と成果公表を協議するための運営委員会（1～2回）

6 若手研究者の養成

本計画において若手研究者養成のために採りうる手立てとして、まず考えられるのは、次のようなことがらである。① 大学院生向け集中講義、② 公開シンポジウム、研究セミナーにおける参加・報告機会の提供、③ 留学生交換の実施、④ 相互翻訳プロジェクトへの積極的登用、⑤ 様々な資金を活用して行われる、TA、RA、通訳等への積極的採用等の修学資金援助、⑥ 現地事務所を活用した留学・研究滞在支援、⑦ 常設事務所（大阪、上海）に配置する留学生担当職員を通じた、留学生サポート、⑧ 相互翻訳プロジェクトによる基礎的研究資源の提供、等。以下、これを若干詳しく説明する。

① 大阪大学法学研究科と華東政法学院、建国大学校において、以下の科目名・回数で大学院学生向け集中講義を実施する。期間は、研究セミナーに合わせて、1科目につき1週間から2週間を予定している。実施科目は、次の通り。

（1年目）大阪大学：中国の国際取引法、韓国会社法。華東政法学院：日本会社法。建国大学校：日本の国際取引法

（2年目）大阪大学：中国会社法、韓国の国際取引法。華東政法学院：日本の国際取引法。建国大学校：日本会社法

（3年目）大阪大学：中国環境法、韓国法史。華東政法学院：日本家族法。建国大学校：日本法理学

（4年目）大阪大学：中国法史、韓国家族法。華東政法学院：日本行政学。建国大学校：

日本近代法史

（５年目）大阪大学：中国家族法、韓国環境法。華東政法学院：日本法理学。建国大学校：日本家族法

これらの集中講義は、同年度に開催される研究セミナーとも有機的に連動しており、集中講義における基礎的知識習得とセミナーへの積極的参加の相乗効果により、効率的な研究水準向上が図られる。

② 従来は通常、教員中心である場合が多い研究セミナーに、大学院生等の若手研究者を数多く参加させ、報告・発表の機会を積極的に提供する。また、その際には、通訳や翻訳等にかんしても、可能な限り援助を行う。また、特に優れた研究成果を上げた若手には、公開シンポジウムの席上でも、報告・発表の機会をあたえ、今後のさらなる研究のインセンティブとする。これらによつて、若手研究者に自己の研究を国際的水準から振り返る機会をあたえ、国際的な舞台でも堂々と活躍することができるような知的・精神的素地を形成させる。

③ 年間１０名（大阪大学より華東政法学院・清華大学・建国大学校へ年間１０名、華東政法学院・清華大学・建国大学校から大阪大学に年間１０名）の留学生交換プロジェクトを実施する。これにより、近い世代同士のうち解けた雰囲気の中なかで、背景を異にするお互いの問題関心や研究成果を心おきなくぶつけ合う機会を提供し、将来にわたる親密なネットワークを築く支援を行う。

④ 日本と中国を中心とする法政基本文献（基本書、研究論文、重要法令、条例、判例、等々）、ならびに、法政関連先端情報の翻訳プロジェクトにも、大学院生等、若手研究者を積極的に参加させ、研究者としての基礎的能力の向上を図る。

⑤ 様々な資金を活用しつつ、リサーチ・アシスタントやティーチング・アシスタント、通訳等に採用し、研究・教育訓練の継続と両立する経済的援助の獲得機会を、できるだけ多くの大学院生に提供する。

⑥ 華東政法学院に設置する現地事務所の機能を、広く大学院生等の若手研究者にも開放し、長期留学や短期資料収集などの際の便宜を図る。

⑦ 大阪大学法学研究科本プロジェクト事務局内に配置する留学生担当スタッフを活用し、華東政法学院やその他アジア諸国から派遣されてきた大学院生、若手研究者に、可能な限りの手厚い研究・生活支援を行う。このような若手研究者の支援こそが、将来にわたる緊密な人的ネットワークと精神的紐帯の形成や、人と人との信頼関係に基づく対話

的・協調的な研究環境の構築に当たり、最も重要なことからであると考えているからである。

上記にあげたものの他に、アンケートやモニタリングによる継続的な情報収集に努め、さらに効果的な若手研究者養成手段の開発に努める。

东亚经济共同体的建设与大学及法学政治学教育所扮演的角色

构筑现代东亚版罗马法, 创设亚洲法政大学院

日本大阪大学教授 末永敏和

一 个人构想(个人的, 个别的共同研究)

1, 基本构思

本研究的主题是“‘为东亚经济共同体的形成构筑法的基础’及其有关的基础性研究”(以形成现代的东亚版罗马法为目标)。这里所说的东亚, 指中国, 日本, 韩国。其中, 尤其值得指出的是, 中国正处于经济高速发展期。只要这三个国家间形成合力, 就可以形成在当代世界经济生活中, 与北美圈, 欧洲圈, 鼎足而立的第三个经济圈。另外, 这三个国家间有着密不可分的紧密关系。在此背景下, 三国若要实现更长足的发展, 形成如 EU 那样的共同体是十分必要的。为此, 当然有必要拥有像欧元那样统一的货币, 但是, 更有必要的是有统一法律制度。

这三个国家, 各有各的个性, 同时三个国家间又存在共性, 所以, 为构筑共同体而必须做的法律制度的统合工作并不容易。所以, 我们有必要将三个国家各自的个性特点和共通点区分并抽出, 进行研究。其次, 在三国间的紧密联系持续深化发展的背景下, 十分有必要调查并研究三国间的包括律师以及司法执法等法律实务研究在内的公司法, 证券交易法, 竞争法在内的实际应用及发展情况。因为, 可以说在这些过程中产生的纷争, 矛盾以及在实际处理过程中摸索具体的解决问题的方法等方面的今后的一系列动向, 对于寻找并制造三国间新的共通性来说是一大要因。

基于以上种种观点, 我们应该着手研究以三国共同体的形成为最终目标, 三国间共同的法律基础形成的可能性问题。当然, 上面叙述到的公司法, 证券交易法, 竞争法等与经济生活密切相关的法律将成为研究的中心课题。但实际情况不仅如此, 为达成这项研究, 必须首先深入了解中国法和韩国法, 加深其各自与日本法的关系上的认识, 以及比较法学上的次元的共通性以及差异的认识, 另外, 通过研究一般民事实体法, 程序法以及其根本的法思想, 以及以集结帮助实现欧共体的最终形成而做欧洲共通法以及使其表里合一(实体法, 程序法与法思想相符合)的法律思想家为着手点, 我们的这项研究就会有更加具体的可能性。

2, 计划的方向性

我本人迄今为止, 进行了对公司法, 证券交易法的解释论, 比较法论, 立法论的展开及

研究。特别对于公司治理的有关理论，我进行了大量研究。但是，通过研究，我认识到，现代日本即便是继受了西洋的法制度，但这些继受中也被添加了大量的日本式的变通。而韩国，中国，也有像日本一样的特殊性。比如，股份有限公司的机关构成，三国都同时混合使用了德国型和美国型，也就是所谓的混合型。我个人认为，可以把这样的形态称之为“东亚型”。可以毫不夸张地说，本研究项目的主题“为东亚经济共同体形成构筑共同的法的基础”构思的出发点就在这里。但是，重要的问题在于研究其（东亚型）形成原因。我切身体会到，探索该问题的答案，仅从公司法的角度来看问题是有局限性的，同其他法律部门和法律领域的研究者齐心协力，共同推进该项研究十分必要。

如上所述，本研究在以企业法为中心，同时，联合东亚比较法，法哲学，法思想，以此为中心，并且对齐聚在上述研究会旗帜下的，中日，特别是年轻有为的研究者进行优化组合，对涉及诸多法律领域进行综合研究，等方面有十分独特之处。在比较法学的概念上，本研究项目又是一种中，日，韩研究者的研究交流。在综合性研究的概念上，本研究不仅涉及公司法，证券交易法，经济法等企业关系法，而且，本研究是包括一般的民事实体法，程序法，以及进一步的法哲学，法社会学（婚姻家庭法）的研究者之间的一种综合交流。（当然，在交流中，中国法，亚洲法的研究者处于核心地位）。

a) 在中，日，韩三国的公司法，证券交易法的解释和运用领域，用类似比较法学的动态的分析方法以及运用立法论的研究来展开研究。

b) 中国的经济发展及其在司法上的变化-在东亚圈的共通性与特异性-。

c) 有关东亚普通法的法思想史的基础与欧洲普通法的比较的基本观点及其划定

迄今为止，东亚的比较法，大多以中国或者韩国对日本法进行单方面学习借鉴的“单向性”方式存在，日本的中国法，韩国法学者极其稀少。但是，随着日本企业不断进入韩国和中国（不仅是作为工厂，而且两地已被定位为重要的市场），以及国际间（多国籍）企业收购，兼并的频繁发生，以及以此为背景的中国法，韩国法的实务接触的机会不断增加，产生了研究中国法，韩国法的需求，由此，形成了开展双向性的研究的重要趋向。

我们的研究目标是，进一步使该趋势得到发展，对使“创造东亚的共通的法”成为可能的基础进行研究并促使该基础的形成。不用说，此将有助于东亚经济共同体的形成。并且，这项研究具有超越研究本身意义的更为重大的历史意义。为达成这样的研究，广泛集结各领域的研究者，并同与这些研究者怀有同样的更高层次的问题意识，能为我们经常的发送实务领域的第一线情报的实务家，与他们进行不断接触等等，将是不可或缺的。另外，置身于这样的研究与实务的交叉点，使自己的大脑处于开拓性思维的状况中，在这样的条件

下，具备国际视野，国际观点的年轻研究者就一定会茁壮成长。我们的构想已经开始涉足实际操作领域，而发展这样的研究会，我感到相当迫切。

3 具体计划

构筑能够最终成为东亚共通法律的“现代东亚版罗马法”是我们这项研究的最终目标。基于东亚共同体是一个经济共同体这一点，基本上，该研究以企业关系法为核心，但是，要制定共通的法律基础，光停留在研究特定的领域是远远不够的。作为一般矛盾纠纷解决工具的实体法，程序法，以及中国法，韩国法，其他外国法其法律本身，以及更进一步的，创设并支撑着这些法律不断作用于社会的国家的社会的诸多制度，及其根源所在的文化关联性，文化背景等将同时被作为我们这项研究的研究对象。统合法哲学，法社会学的专门性研究将是本研究的基本骨架。

最初的一年，我们计划邀请中国以及韩国的研究者，召开以“东亚各国企业法的独特性及其背景”为题目的国际研究集会（研讨会）。并且以次为手段，我们想了解三国间在法律规制，法习惯，法文化上的“差异”。次年度以后，发掘并综合三者间的共通性，并由此着手“创设共通法”这一研究工作。作为发掘共通性的方法，我们将把三国间的企业法主要都是对西洋法的继受，以及其在实体法，程序法中的具体表现作为研究课题。并且，作为对一种法文化的研究，儒教等宗教关系，家族家庭关系，社会关系，政治统治的基本构造，农业，工商业等的生产关系，流通关系以及其与法之间的关联性问题也将成为我们这项研究的一大课题。召开国际研究集会（研讨会），使之成为总括性的，创造性的会议（其主题是“面向制定东亚典型（标准化）的公司法，证券法”）。作为一种总括性的盖然性研究，我们的目标是研究形成今天东亚格局的三国的法的独特性以及共通性，并使之浮出水面。其次，关于创造，那我们的目标就应该定位在以企业法为中心，构筑三国在各领域间的共通性这一点上。契约自由原则，必须遵守契约的原则，经营判断原则，等等被公认为西洋法的一般原则和原理。我们正考虑，寻求其东亚版的存在方式。更进一步地，具体起草东亚典型的公司法，证券法等工作也可以被放到我们这项研究的视野之中。由于我们的最终目标是为东亚经济共同体的形成创设法律基础，我们考虑并期望将我们的研究最终推进到如同 EEC 成立，以及罗马条约那样的条约被具体提出和制作这一步。

二 组织机构（作为大阪大学）的构想-亚洲基地事业计划

1 基本计划

本计划将，中国上海的华东政法学院，韩国汉城的建国大学法律系，日本大阪大学三极

共同协力，通过中国，韩国，日本的诸多学术机构，多角度，多方位的立体的合作机制，使之在亚洲范围内，成为和谐的对话性的经济发展的基础，构筑非欧美型法=政治秩序的模式这一事业作为我们的目标。具体的步骤是，（1）以与新的亚洲市场文化的形成有关的实定法学的诸多部门（商法，国际贸易法及其他）为中心，（2）对正在成为各国间经济贸易，市场壁垒的各国政治风土，行政习惯上的差异，从政治学，行政学的角度来进行解释，并对如何直面和解决这一问题进行方案化，对策化的“更合理有效的建议”，（3）正如 EU 圈将普通法，罗马法，同时归入共通法模型中那样，亚洲，同样存在成为其法律，政治的基础的独特文化，我们通过亚洲各国间，以及东洋=西洋间的比较来探求该种文化及其存在方式。（4）在取得这些研究成果的前提下，为亚洲各国培养并输送优秀的人才。并且，我们的目标是在将来，创建一个能与 EU 圈的欧洲研究性大学，研究生院鼎足而立的持久性的研究教育基地，并能够成为亚洲圈的区域性合作，在学术上，人才培养方面的基础的“亚洲法政学院联合体”。

2 具体计划

本计划，将超越由个别法令，法典等日本模式的单向型输出模式，通过各个参加机构的相互间合作和对话，从（1）实定法学（2）政治，行政学（3）基础法学的三个方向，来摸索新的亚洲共通法政模型的构筑方法，在此意义上，正如文义“先端性”所能表现的那样，本计划将是一个具有文明史规模的方舟计划。本计划将研究成果同担负亚洲发展重任的人才培养相联结这一点，也具有相当的“国际重要性”。本研究交流的目标是，开展同将来的“亚洲法政大学院联合体”的设立直接相关的各项工作，具体开展如下的几项工作。

通过以大阪大学，华东政法学院，建国大学为中心，在中，日间轮流召开 2 年一界的大型研究会，以及在研究会举行年以外的中，日，韩各国一年一次的研究学习讨论会，探求跨越实定法学，政治行政学，基础法学等领域的亚洲型法政秩序的模式，并以次作为我们开展活动的目标与宗旨。从经济界，法律界（律师协会，法院）广泛地召集讲师和听众，使我们的研究会成为日本同中国，韩国在经济界，法律界相互沟通的桥梁。

以日本同中国，韩国的各种文献为中心，推进亚洲各国有关法学=政治学的基本书籍，研究论文，重要法令，条例，判例的相互翻译，出版，从而形成亚洲法政情报的积聚地。

大阪大学法学研究科（法学研究生院），高等司法研究科，于 2004 年，与华东政法学院在对等的合作关系的基础上，缔结了具有包括性的学术交流协定，鉴于上述各界对我们这项事业的期待，我们决心以该协定为核心，联系以中国，韩国为首的亚洲各个大学，构筑一个连结大阪=上海=汉城（首尔）三个重要据点的研究教育交流基地。这项事业，对日，

中，韩各国，以及亚洲整体的社会经济发展来说，具有十分重要的意义。

3 本事业的特征

、 本事业不是各个单独的法令，法典，所谓“日本模式”的单向型输出，而是一项通过各参加机构的相互合作以及对话，共同探求新的“亚洲型法政秩序模式”，并摸索和追求亚洲圈的罗马法，普通法的基地形成的伟大事业。

、 超越个别法学=政治学领域，通过（1）实定法学（2）政治，行政学（3）基础法学的三个方向，多方位，多角度地推进我们的事业，这项事业将是具有文明史规模的研究。

、 将上述研究的成果同担负亚洲经济发展重任的人才培养相连结，我们长期地，将以人与人直接的，亲密的网络关系为基础的亚洲法政秩序的确立和安定作为我们的目标。本事业将是把“欧洲研究性大学（研究生院）”的亚洲版的创立收入视野，为将来研究，人才培养基地的“亚洲法政研究性大学联合体”的设立而开展的研究交流事业。

4 被期待的本事业的成果

“学术层面”

通过大型研究会以及各种学习研究班，通过日本同中国，韩国及其他亚洲国家间的法学=政治学的观点与比较，设想和描绘作为其根据理论基础的“亚洲型法政秩序模式”的基本构造。

通过日本同中国，韩国，及其他的亚洲诸国的研究交流的活性化，知识的切磋与碰撞，从而大大提高法学=政治学层面的个别的学问水准，总体上，大大提高亚洲地区研究者在世界学界动向中的席位和地位。

以日本同中国，韩国的各种文献为中心，通过法学=政治学的各种相关情报的相互翻译工作，形成今后可以进一步成为研究发展的基石的共有的知识基础。

“对社会的贡献”

我们的大型研讨会，学习研究班不仅仅只是对社会一般开放，我们还将努力征召经济界，法律界等人士作为我们的报告者和讲师，并以共同分享先端性的研究课题和共同努力解决这些课题为我们的目标。

研究成果，不仅通过一般的学习研究班，市民公开讲座，并且将利用出版物以及网络，向社会公开。

使我们的研究成果在，法学研究科的高度职业人教育，以及高等司法研究科（法科大学院）的法曹（法律界专门人士，这里指律师，法官和检察官）教育中得到反映，从而帮助培养，提供经济界，法律界发展所必要的优秀人才。

出版我们相互翻译的成果，使之成为亚洲各国间经济活动和交流的共有资源。

积累中，日，韩各国的法学，政治学的关联情报，形成区域性的亚洲法政情报中心。

“年轻研究人才的培养”

不仅仅限于青年教员，我们将提供例如：每年与各友好大学交换 10 名优秀的大学生等的研究交流机会，并积极提供大型研讨会以及各种学习研究班等的报告机会，从而帮助培养“世界通用”的研究者。

以中国和日本为中心，组织年轻研究者的学习进修班，广泛提供人际间网络形成的机会。

积极聘用优秀的大学生，为我们的先端情报的相互翻译工程工作，为他们提供提高专业能力，以及援助资金等等的机会。

“先端学术情报的汇总”

通过相互翻译这一工程，以可使用（实用化）的形态来收集我们相互间的学术情报，并整理，保存，在此基础上，各个机构对本国的法学=政治学系的先端情报进行网罗式收集。然后，使两者通过网络连接，以日本关西（大阪，神户，京都，奈良）地区，中国华东地区，韩国汉城（首尔）地区为三极，使该地区成为巨大的法政情报中心。

被收集的先端学术情报，将被作为将来计划建立的“亚洲法政大学院联合体”的智慧的资源，知识的宝库。